

【第12回 松戸市都市公園整備活用推進委員会】議事録

日 時：令和3年3月29日（月）午前10時～12時

場 所：松戸市役所 市民サロン

出席委員：9名（別紙名簿のとおり）

事務局：街づくり部審議監、公園緑地課課長、公園緑地課課長補佐

21世紀の森と広場管理事務所長、所長補佐、街づくり課 他3名

傍聴者：0名

議 事

1. 委員会の運営について
2. パークマネジメントプランの方向性について
3. マーケットサウンディング調査の実施について
4. 諮問事項の追加について
5. その他

配布資料：議事次第、出席状況、松戸市都市公園整備活用推進委員会資料（第12回）

議事内容

1. 委員会の運営について

【事務局】

- ・委員会の運営について説明する。前回の委員会において、委員長より今後の委員会の運営について、これまでの4つの部会ではなくワーキンググループを中心として審議を進める提案を受けた。ワーキンググループの枠組みについて、事務局にて案を作成した。委員会とワーキンググループ、それぞれの役割と進め方について説明する。
- ・委員会では、諮問事項に関する審議の方向性や検討方針について審議し、委員会で決定した審議の方向性を基に、詳細な検討をワーキンググループにて進めていく。ワーキンググループは、これまでのパークマネジメント戦略検討部会を中心とし、座長を委員長にお願いしたい。
- ・ワーキンググループでの検討内容は、毎回事務局から参加者に情報提供し、出席を希望する委員はどなたでも出席できるものとする。ワーキンググループで審議した内容は、これまでの部会と同様に、次の委員会において報告をお願いしたい。

- ・委員会での報告をもって、ワーキンググループに出席していない委員と情報共有する。その上で、改めて審議の方向性や検討方針について審議し、次のワーキンググループでの審議に進む、という流れを繰り返していくことで、内容を固めたいと考えている。
- ・事務局にて答申までのスケジュールの案を作成した。委員会・ワーキンググループの開催時期と回数については目安として記載しており、実際の審議の進捗や検討内容によっては前後する。マネジメントプラン策定と民間等との連携体制の検討という2つの諮問事項を、それぞれオレンジ色と紫色の文字で記載している。委員会・ワーキンググループの各回でご検討いただきたい内容の案をそれぞれの欄に記載している。
- ・マネジメントプランの策定の詳細については次第（2）で、マーケットサウンディング調査の詳細については次第（3）で、それぞれ説明する。今回の委員会はスケジュールの一番左、令和3年3月の欄に記載している委員会となる。次回以降ワーキンググループでの審議の後に、随時委員会へ報告するという流れで進めたい。
- ・なお、一番下の便益施設の欄は、カフェテラスやバーベキュー場などの便益施設を運営している事業者に対する現在の許可について記載している。現在の許可期間が令和4年3月31日で終了するが、令和4年度に新たな事業者の公募手続きを行いたいと考えており、許可期間を延長するなどの暫定的な運営とすることも検討している。

【委員】

- ・ワーキンググループは、1つだけで検討するということがいいのか。

【事務局】

- ・その様に考えている。

【委員長】

- ・この事に関しては、もう少し詳しく説明する必要がある。今までは4部会があったが、パークマネジメントプランにシフトすることとなり、部会で分解して検討する事は難しく、戦略検討部会で検討してきた内容に基づき、4つの部会ではなく一つのワーキンググループで検討することに変更する。ワーキンググループには、委員は自由に参加でき、その結果を委員会で報告を求めるものとする。

【委員】

- ・スケジュールを見ると、ワーキンググループが検討すべき内容が多く、その回数も多いため、1つのワーキンググループで対応できるのか考えただけで、この考

え方に反対ではない。

【委員】

- ・ワーキンググループの開催には、ZOOM等でのリモートでの開催も検討すべきである。

【事務局】

- ・これまでも部会においては度々Web会議で開催しているため、ワーキンググループについてもWeb会議を積極的に使用していきたいと考えている。

【委員長】

- ・ワーキンググループの枠組み、委員会の進め方について、事務局からの案を基に審議を進めていく。初回のワーキンググループの開催については、事務局より改めて連絡する。

2. パークマネジメントプランの方向性について

【事務局】

- ・事務局にて作成したパークマネジメントプランの構成案である。昨年11月の答申を受けて、パークマネジメントプランの基本的方向性及び前回委員会で提示した構成案を基に、他市のパークマネジメントプランを参考として作成した。基本的方向性や前回の案から、新たに追加・編集した内容について説明する。
- ・「2-3 パークマネジメントプランの位置づけ」は、今回新たに追加した内容である。21世紀の森と広場パークマネジメントプランと、本市の他の計画との関係を示したものである。総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画は、現在改定作業中で、パークマネジメントプランはこれらに即した内容として位置付けている。この記載内容については、今後各計画の改定内容に合わせて修正していく。
- ・「3-1 21世紀の森と広場の現状と課題」は、基本的方向性において整理していた21世紀の森と広場の現状と課題について、画像や写真などを追加し、再構成した。
- ・「3-2 21世紀の森と広場の利用者評価と課題」、1) で令和元年に実施した利用者アンケート調査の概要を追加した。また、2) の利用者の評価の記載を編集しグラフを追加した。
- ・「4-1 21世紀の森と広場のゾーニング」の、基本的方向性では、現状整理の中で参考として記載していたゾーニングについて、将来像を検討するうえでの現状把握のため項目を立てた。

- ・「4-2 21世紀の森と広場の将来像の想定」は、基本的方向性にて整理していた将来像の想定を、全体の表現に合わせて文言を編集し、内容は基本的方向性においてまとめた。
- ・「5-1～5-3」は、基本的方向性の中でまとめた、パークマネジメントプランにおいて記載する取り組みの内容について、写真を追加した他、全体の表現に合わせて文言を編集した。
- ・「5-4 新しいマネジメントシステムを構築し実践します」は、基本的方向性の中で提言を求めた新たなマネジメントシステムについて、
 - 「1）従来のマネジメントを見直し改善します」とし、行政、市民、民間といった多様な主体でマネジメントの新たな担い手となることを図で表現している。
 - 「2）多様な主体が協働できる組織や体制を構築します」として、色々な人がマネジメントに関わっていくことを模式的に表すイメージ図を記載したいと考えている。
 - 「3）新しいマネジメントシステムを実践します」として、行政、市民、民間といった多様な主体がどのようにマネジメントに関わっていくかを図示した。
 - 「4）新しい融合組織により公園を維持・運営します」として、多様な主体で構成する新しいマネジメントの組織をどのように動かしていくか、を記載した。この部分では、参考事例としていくつか写真付きで紹介することを考えており、本市の事例として、東松戸ゆいの花公園における取り組みを記載した。東松戸ゆいの花公園は、多くの花が楽しめる植物園で、平成19年に開園している。公園内で活動しているボランティア団体と、公園内でのコンサートを運営している実行委員会、地元の2つの町会、松戸みどりと花の基金、松戸市公園緑地課の6団体で構成する「東松戸ゆいの花公園利用促進協議会」を平成30年に立ち上げた。協議会では、花壇の管理や各種イベントの企画、運営を行っている。この他に、他市の事例として、佐藤委員在籍のNPO birthのパークコーディネータの事例や、西東京市の「市民協働窓口」といった事例を参考にしたいと考えている。
- ・「5-5 実現のための期間と目標設定」は、基本的方向性の中では中盤にて整理した計画期間と目標について、プランの最後にて整理するよう構成を編集した。前回の委員会で示したとおり、計画期間を10年間とし、目標については個別の取り組み内容に応じて設定している。

【委員長】

- ・パークマネジメントプランの原稿に、「新規」や「編集」などの記載があるが、これはどのような意味か。

【事務局】

- ・前回の委員会の資料としてお示ししたパークマネジメントプランの内容に対して、新たに加えた個所、前回の資料を編集した個所である事を意味している。

【委員】

- ・パークマネジメントプランの内容は、ワーキンググループで検討するものであり、本日の資料で何かを決定するものではないと考えてよいか。また、基本的な方針を編集したとの事であるが何故に編集したのか。

【事務局】

- ・パークマネジメントプランの内容について、本日決定を求めるものではない。前々回の委員会で答申としていただいたパークマネジメントプランの基本的方向性は、専門的な表現があり、一般には伝わりにくい部分もあったため、平易な表現に編集した。これに併せて、イメージが伝わりやすくなるように文章に合わせた写真等を追加した。

【委員長】

- ・パークマネジメントプランは、その原案をワーキンググループで検討し、その結果を委員会で検討しものが、パークマネジメントプラン原案となる。今後のワーキンググループで、パークマネジメントプランを検討していくものとする。

【委員】

- ・本日の資料のパークマネジメントプラン（案）は、途中段階の資料として考えていいのか。

【委員長】

- ・本日のパークマネジメントプラン（案）をリライトしていく必要がある。

【委員】

- ・本日のパークマネジメントプラン（案）は事務局が作成した案であると理解している。委員会では、答申としてパークマネジメントプランを策定することとなっているが、市民に対してパークマネジメントプランの情報を公開するか。市民にパークマネジメントプランの情報公開を行うためには、より分かりやすく表現する必要がある。

【委員長】

- ・市民参加という重要な指摘である。事務局はどのように考えているか。

【事務局】

- ・パークマネジメントプランへの市民意見の反映については、多様な手法が考えられるが、ワーキンググループの審議に合わせて、具体的に何らかの方法で実施し

ていと考えている。

【委員長】

- ・パークマネジメントプランは、法定計画ではないため、パブリックコメントなどは考えないであろう。パークマネジメントプランと緑の基本計画との関係性や市の姿勢など、市民への意見公募の方法や位置づけを明確にしてもらいたい。。

【委員】

- ・21世紀の森と広場で新しいことを実施していく事をアピールすべきで、パークマネジメントプランを考えていることもどんどん広報し、市民から意見を公募する必要がある。市民が自分の意見が反映されると認識できる様に、コンテンツを情報発信すべきである。現時点で、こんなことを検討しているということだけでも情報発信した方がいいのではないか。

【委員】

- ・市民と連携するにはワクワク感を与える必要がある。子どもがいる女性や高齢者に対して情報発信して、インプットする必要がある。

【委員】

- ・以前の委員会においても、市民と協働するのであれば、その立ち上げ段階から市民に参加してもらうことが必要であると話していた。スタンスとして、「市役所が決めて市民に投げる」のではなく「市民に参加してもらい決める」方式にすべきである。
- ・5-1に記述されている内容を受けて、5-2以降の内容が記載されるべきであるが、記述内容に齟齬があるように感じる。

【委員長】

- ・パークマネジメントプランのあり方について記述し、ご意見をいただき、市民に理解してもらう内容とするという、このフローを明記しておく必要がある。

【委員】

- ・行政と市民と企業が、連携するとしているが、行政内での連携を明確にすべき。行政の中での連携が一番難しい。公園緑地課の職員だけではなく、防災関係などを含め、多岐にわたり市民と連携する部署がゆるやかに連携することが必要である。

【委員長】

- ・抽象的ではあるがパークマネジメントプランに記載している。今後、ワーキンググループにおいて、多岐にわたり市民と連携する部署がゆるやかに連携すること

について、議論を進めていただきたい。

【委員】

- ・パークマネジメントプランの将来像の章に現行のゾーニングが記載されているが、将来のゾーニングと誤解される可能性がある。
- ・パークマネジメントプランの課題として記載されている内容について、公平な目で課題であるか否かを、ワーキンググループで判断する必要がある。

【委員長】

- ・このゾーニング計画が基となると理解している。将来像の章ではなく現状整理の章に掲載すべきである。
- ・ワーキンググループでの検討に向けて、パークマネジメントプラン素案としてリライトする必要がある。

3. マーケットサウンディング調査の実施について

【事務局】

- ・サウンディング調査を実施するにあたり、「サウンディング調査の実施概要とスケジュール」を示した実施要領案を作成した。
- ・1はじめにでは、パークマネジメントプランの基本的方向性を基に、民間活力導入の経緯とサウンディング調査を実施する目的を記載した。対象都市公園が21世紀の森と広場であること、調査の対象が公園の管理運営意向を有する法人または法人のグループであること、新たな管理運営体制の導入に期待することを列記した。
- ・議事1で事務局より説明した資料2の「答申までの今後のスケジュール（案）」に基づき、「マーケットサウンディング調査実施の公表」から「実施結果概要の公表」までのスケジュールを示し、記載している日付は仮の日付となっている。実際にサウンディング調査を実施する際は、何者から応募があったか、個別対話内容でどういう提案であったかについて、委員会、ワーキンググループにその都度進捗状況を報告する。
- ・サウンディングの提案募集の前に、事業者向けの現地見学会・事前説明会を開催する。説明会では、21世紀の森と広場に関するスライド説明、質疑応答、園内施設見学を予定しており、詳細は記載のとおりである。事前説明会においても事業者より質問を受けるが、説明会終了後、提案にあたっての質問がある場合は、「4 調査に関する質問と回答」のとおり質問を受ける。また、事業者から提案

を提出する際に、民間事業者の事業手法の把握や公募条件の設定等の参考とするため、5 提案募集の(1) 提案内容にある11項目を盛り込んだ提案書の作成を要請し提出を求める。なお、提案書は、各企業が個性を活かした提案ができるよう任意様式とすることを考えている。

- ・各民間事業者からの提案に対して、6 個別対話のとおり、個別に対話を実施し、提案内容について説明を求める。サウンディング調査に参加するにあたっての留意事項として、提案時の費用負担、実施結果の公表方法、提案書及び対話内容の取扱い、提案に対する優遇措置、制限、参加除外条件を定めている。
- ・8 今後の予定では、サウンディング調査実施後の現時点で想定している今後のスケジュールを示している。行政内でオーソライズされていないため、確定したスケジュールではないが、令和5年4月から新たな管理・運営体制に移行する予定としている。問い合わせ先として21世紀の森と広場管理事務所の連絡先を載せている。

【委員長】

- ・このサウンディング調査では、パークマネジメントプランの内容を理解して提案してもらうこととしているが、パークマネジメントプランは出来ておらず、本委員会ではどのように対応するのか。

【委員】

- ・サウンディング調査は、新たなマネジメントを導入したい自治体が、新しい事をしたいが決まっていないため、その仕様を決めるために民間に話を聞きとって、良い所取りで発注するものである。
- ・今回、パークマネジメントプランが決まっていないため、委員会としてサウンディング調査のためにパークマネジメントプランを検討する必要がある。市としてこれだけは譲れない事項を提示する必要がある、本委員会はそれを検討することが求められていると考える。
- ・サウンディング調査によりアイデアを得られたことを、どこまで波及させて活かすのか、委員会の立ち位置を確認したい。

【委員長】

- ・スケジュールを見ると、次の委員会ではサウンディング調査の要項を確定するとある。パークマネジメントプランの内容とサウンディング調査との関係は、相互に影響していくと考えてよいか。

【委員】

- ・サウンディング調査の内容をどのようにするか、決め方を考えておく必要があ

る。

【委員長】

- ・パークマネジメントプランの内容とサウンディング調査のまとめを、どこでやるのか。ワーキンググループで検討するのか。

【事務局】

- ・サウンディング調査は事業者が自由な発想でアイデアを出してもらうことを求めている。その前提となるパークマネジメントプランの内容を委員会にて検討してもらいたい。

【委員】

- ・民間企業はメリットが無いと参加しない。声をかけて参加してもらっているのが実情である。実際はどうか。スケジュール的に、もしも多くの企業が参加したならば困るのではないか。

【事務局】

- ・他市の事例などを見ると、市からアプローチしないと参加してもらうのは難しいと考えている。

【委員】

- ・参加する企業があるのか疑問である。年間 60 万人の来訪者があるものの滞在時間は短いため、消費を考えるとポジティブに発想できない。民間企業にパークマネジメントプランを守らせることが重要であるが、民間企業に丸投げはダメである。施設ごとに請け負うのか全体を対象とするのかによっても異なる。

【事務局】

- ・事業者に提案してもらうためには、市からのアプローチが必要となる。
- ・新たな管理体制に移行する際には、事業者を評価する評価制度を創出し、この制度を実践し改善を求めていくことも検討している。

【委員】

- ・テラスモールは近い位置にあり、連携することはできないか。クロネコヤマトでは地域貢献を行っており、他ショッピングモールとの差別化が出来る。

【委員】

- ・市はパークマネジメントプランの基本方針をより具体化したいという焦りがあるのではないか。委員会において、基礎固めをしておくことが絶対必要である。
- ・21世紀の森と広場は、自然環境を将来に向けて残していく事は譲れない事項である。しかし、現状では十分に利用されておらず、より多くの市民に使ってもら

うことで、施設価値を高めたいのだと思う。そのためにどうしていくかの基本方針をしっかりと共有していくことが重要だと思う。

【委員長】

- ・ 21世紀の森と広場の本質は変えられないが、民間企業からの提案により発展させることは可能である。
- ・ 一つの事例を挙げる。ニューヨーク市のセントラルパークでは、以前改善提案を求めた際に多数の意見が寄せられたものの、現状のランドスケープを維持することを決めたため、現在まで公園の機能を維持している。
- ・ 21世紀の森と広場でも、ランドスケープを見せることにより、来訪者に満足感を与えることが可能となる。満足感を共有する方法をどのようにすればいいのか、ワーキンググループや委員会において共有していきたいと考えている。

4. 諮問事項の追加について

【事務局】

- ・ 本来であれば、本郷谷市長より直接委員長へ諮問書を渡すところであるが、他の公務と調整がつかず出席できないため、街づくり部審議監より手交する。

(諮問書読み上げ・委員長へ手交)

- ・ 今回新たに諮問事項を追加した経緯を説明する。都市公園の中に公園施設として置くことができるものは、都市公園法などにより細かく規定されているが、町会や自治会の会館や児童館については、特定の団体が排他独占的な利用をしない限りは、これらを都市公園内に公園施設として設置することが認められている。平成29年3月に、国土交通省より通知があり、改めてこのことが示された。
- ・ また、都市公園内を占有できるものについては、公園施設と同様に都市公園法などにより細かく規定されている。保育所や老人デイサービスセンターなどの社会福祉施設については、国家戦略特区による特例として、都市公園内を占有できることとされていたが、平成29年に都市公園法が改正され、都市公園内を占有できる施設に追加された。これにより国家戦略特区の指定を受けなくても都市公園内を占有できることになった。
- ・ 本市の都市公園においても、公園施設としての利用者のニーズや、保育所をはじめとする社会福祉施設の増設ニーズに応じて、今後都市公園内にこれらの施設の設置・占有を進めていくことも考えられる。設置・占有の許可を判断する際には、誰が見ても公平・明確な基準をあらかじめ設ける必要がある。

- ・一律の基準をもって判断することができれば、最も公平・明確ではあるが、市内に400近くある都市公園は一つとして同じ公園はないため、全市的に一律の基準を設けることは適切ではないと考えている。このため、設置・占用が可能な公園の面積基準や施設の設置基準を要綱として定め、個別の計画に応じて許可できるかどうかを判断することが適当ではないかと考えている。
- ・都市公園内への公園施設の設置や、公園施設ではないものの占用を許可する際には、都市公園法に基づく公園施設設置許可あるいは公園内占用許可という手続きが必要となるが、都市公園法の逐条解説によると、「公園審議会の意見を聴くとか広く識者の見解を聞くというような方法によって、公園管理者の判断の公正を期することが適当であろう。」とされている。このため、公平・中立な立場から、本市において現在検討している許可基準の妥当性について、検討・助言を求め諮問した。
- ・現在検討している許可基準の対象とする施設は、公園施設となるものとして、地縁団体の会館施設いわゆる町会・自治会の会館である。また、児童福祉法40条に規定する児童館も町会の会館と同様に公園施設となる。次に公園施設ではないが都市公園内を占有できる施設として、平成29年の法改正により追加されたものが、表に記載されている社会福祉施設である。
- ・現在検討している基準案は、先に説明した対象となる施設ごとに、必要と考えられる基準が異なるため、地縁団体の会館施設・児童館・社会福祉施設の施設ごとにまとめている。設置・占用を許可する基準を細かく記載しており、重要と考えている点に絞っていくつか説明する。まず、対象となる公園として、町会会館や児童館・社会福祉施設それぞれにおいて必要となる面積を基に、対象となりうる公園の面積の下限を設定している。
- ・町会集会所の要綱で説明すると、「4対象となる公園の基準」の(1)となる。下限だけを定めると、大規模な公園であれば何処でも可能となる為、例えば21世紀の森と広場も対象となる。しかし、21世紀の森と広場の成り立ちや機能と現在の利用を考えると、特定の町会の集会所を建てることは望ましくなく、対象を街区公園と近隣公園に限定し、総合公園である21世紀の森と広場は対象外となるようにしている。
- ・同じく4の(5)において、建物を建てた後も公園の利用上・管理上支障がないこととしている。これは、建物を建てることで、他の公園利用に支障が生じないようにするための基準である。
- ・運営に関して、町会の集会所と児童館は、公園施設という扱いになる。公園施設は、公園利用者のための施設で、広く一般に利用してもらう施設であり、特定の団体が排他独占的に利用することはできない。このため9-3において、公園利

用者全般が利用できる施設とすることを求めている。また、公園の中に施設を設けることで、公園にとってもメリットとなること、例えば公園内の清掃や草刈、公園内で遊んでいる子どもの見守りといったことを行うことも条件としたいと考えている。

- ・この他にも法律や条令で決まっている基準もあり、細かい内容まで要綱で定めることを検討しているが、特に、どのような公園を対象とするか、あるいは対象とすべきではないかという管理運営に関して、施設だけでなく公園の管理運営にどういった点に関わりを求めるか、その内容の条件について、主にご意見を頂きたいと考えている。
- ・審議の方向性とスケジュールとして、令和3年度において、市内の2公園で町会の集会所を公園施設として設置することが計画されている。年度内の建築工事完了に向けて、10月頃には建築工事に着手する予定であり、8月中に要綱を策定したいと考えている。要綱策定に向けた庁内調整や手続きを勘案し、短期間で申し訳ないが、6月を目途に答申を頂きたいと考えている。主にワーキンググループにおいて審議を求め、ワーキンググループに参加しなかった委員にもメール等により情報共有し、意見を頂ければと考えている。

【委員長】

- ・諮問事項については、ワーキンググループで検討し委員会で承認することとなる。ワーキンググループに要領よく提案してもらいたい。6月の委員会で要綱を決定することを急ぐ必要がある。

【委員】

- ・この要綱を作成するために参考としている事例はあるのか、また、どこに配慮すべきなのか。

【事務局】

- ・千葉市、横浜市など多くの自治体で実施している。配慮すべき事項としては、実施している自治体では、施設の利用を事前予約方式にするなど多様な方法を用いている。

【委員長】

- ・キーポイントを説明してもらえれば、議論がスムーズに行える。あまり詳細な事項を説明するのではなく、重要なポイントのみを説明してくれればいい。

【委員】

- ・公園施設ではない保育所についても、要綱を作成するのか。以前事例調査をしたことがあるが、一番人気があるのが保育所であり、他の社会福祉施設は1件とほ

んの僅かであった。

【委員】

- ・この要綱を制定することにより、新たに問題となることを説明して欲しい。例えば町会集会所の建築費は市の補助金で賄えるが、土地は自ら苦勞して手当てしてきた。今後は公園の土地が利用できるのであれば、平等性の観点で説明する必要がある。

【委員長】

- ・このことは、一番重要なポイントである。これを判断するための資料を提供してもらいたい。内容については、分かりやすく取りまとめてもらいたい。

【委員】

- ・維持管理費については、どの様に考えているのか。

【事務局】

- ・各施設を設置、管理する者が実施することとなる。

【委員長】

- ・追加の諮問事項については、事務局の案をもとにワーキンググループにおいて詳細に検討することとし、ワーキンググループに参加しなかった委員にはメールで情報共有して意見を求めることとする。

5. その他

【事務局】

- ・今年度の委員会は、本日が最後となる。次回委員会は6月を予定しており、日程については後日改めて調整する。また、次回の委員会の前に、ワーキンググループの開催を予定しており、検討内容や日程について、委員長と協議のうえ改めて調整する。

【委員長】

- ・以上で委員会を閉会する。